

令和 7 年度改正	現 行	備 考
設計業務等共通仕様書 令和7年 8 月 富山県土木部	設計業務等共通仕様書 令和6年 8 月 富山県土木部	

令和 7 年度改正	現 行	備 考																								
第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第1111条 打合せ等 5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。 なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 第 2 編 河川編 第 1 章 河川環境調査 第 4 節 成果品 第2120条 成果品 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。 表2.1.1 成果品一覧表 <table><tr><th>成果品項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>計画段階配慮書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書の補正等</td><td></td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。	成果品項目	摘要	計画段階配慮書（案）	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	評価書の補正等		第 1 編 共通編 第 1 章 総 則 第1111条 打合せ等 5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。 なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第 2 編 河川編 第 1 章 河川環境調査 第 4 節 成果品 第2120条 成果品 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。 表2.1.1 成果品一覧表 <table><tr><th>成果品項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。	成果品項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	
成果品項目	摘要																									
計画段階配慮書（案）	※2																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
評価書の補正等																										
成果品項目	摘要																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考
第 3 章 河川構造物設計 第 3 節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計 (6) 施工計画及び仮設計画 1) 施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策 2) 仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。 (7) 図面作成及びパース作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打 R C 部の配筋図等を作成するものとする。 また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。	第 3 章 河川構造物設計 第 3 節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計 (6) 施工計画 1) 施工計画 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。 なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。 ① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策 2) 仮設計画 受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。 (7) 図面作成 受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打 R C 部の配筋図等を作成するものとする。 また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成する。	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考																								
第 6 編 道路編 第 1 章 道路環境調査 第 2 節 成果品 第6110条 成果品 1. 環境影響調査 受注者は、表 6. 1. 1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。 表 6. 1. 1 環境影響評価成果品一覧表 <table><tr><th>成 果 品 項 目</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>計画段階配慮書（案）</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>評価書の補正等</td><td></td></tr></table> ※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※ 2 要約書（案）を含むものとする。	成 果 品 項 目	摘 要	計画段階配慮書（案）	※ 2	環境影響評価報告書一式	※ 1	方法書（案）		準備書（案）	※ 2	評価書（案）	※ 2	評価書の補正等		第 6 編 道路編 第 1 章 道路環境調査 第 2 節 成果品 第6110条 成果品 1. 環境影響調査 受注者は、表 6. 1. 1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。 表 6. 1. 1 環境影響評価成果品一覧表 <table><tr><th>成 果 品 項 目</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※ 2</td></tr></table> ※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※ 2 要約書（案）を含むものとする。	成 果 品 項 目	摘 要	環境影響評価報告書一式	※ 1	方法書（案）		準備書（案）	※ 2	評価書（案）	※ 2	
成 果 品 項 目	摘 要																									
計画段階配慮書（案）	※ 2																									
環境影響評価報告書一式	※ 1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※ 2																									
評価書（案）	※ 2																									
評価書の補正等																										
成 果 品 項 目	摘 要																									
環境影響評価報告書一式	※ 1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※ 2																									
評価書（案）	※ 2																									

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考
第 4 章 道路設計 第 2 節 道路設計 第6408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (5) 道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。 (6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。	第 4 章 道路設計 第 2 節 道路設計 第6408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (5) 道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。 (6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考
第 5 章 地下構造物設計 第 2 節 地下横断歩道等設計 第6505条 地下横断歩道等詳細設計 (4) 本体設計 3) 出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するするものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 第 7 章 トンネル設計 第 2 節 トンネル設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 (4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(F E M解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。 なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。 また、支保パターン CⅡ-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。 ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる イ 鏡面の押出しを生じる ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出	第 5 章 地下構造物設計 第 2 節 地下横断歩道等設計 第6505条 地下横断歩道等詳細設計 (4) 本体設計 3) 出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するするものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 第 7 章 トンネル設計 第 2 節 トンネル設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計 2. 業務内容 (4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(F E M解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考
第 8 章 橋梁設計 第 1 節 橋梁設計の種類 第6803条 橋梁予備設計 2. 業務内容 (4) 橋梁形式比較案の選定 a) 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案3案ををプレキャストを含む3案以上選定するものとする。 第 9 章 道路施設点検 第 2 節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 第 3 節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。 2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 ① 安全管理計画	第 8 章 橋梁設計 第 1 節 橋梁設計の種類 第6803条 橋梁予備設計 2. 業務内容 (4) 橋梁形式比較案の選定 a) 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。 第 9 章 道路施設点検 第 2 節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 第 3 節 橋梁定期点検 第6903条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。 2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備 1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 ① 安全管理計画	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考
2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容 ⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表 実施体制については、橋梁点検員・点検補助員橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 3) 部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。 (2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。 2) 緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 (3) 橋梁点検員橋梁検査員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員橋梁検査員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員橋梁検査員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。	2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。 ①業務内容 ⑦仮設備計画 ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械 ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ④業務実施方針 ⑩環境対策 ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。） ⑥実施工程表 実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。 3) 部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。 (2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。 2) 緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。 (3) 橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め調査職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和 7 年度改正	現 行	備 考
(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1) 近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。 第 4 節 成果品 第6904条 成果品 (2) 橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。 なお、記録様式については、全国道路施設点検データベース（橋梁）への登録によるものとし、電子納品からは除外するものとする。	(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1) 近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。 第 4 節 成果品 第6904条 成果品 (2) 橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。	